

No	項目	質問内容	回答・対応
1	公表資料3-5 荷重制限図	許容積載荷重について、現状の指標は「展示物+平米あたりの収容人員」で示されていますが、建物用途が現状のものから変更された場合、収容人員の数値が変更されることはありますか？ 例えば、新たに厨房を設置する場合、機材の重量が現状の指標を超える可能性があります。この時、室の収容人数は現状の用途の「集会場」よりも少なく見込めるため、その分を厨房器具の重量に充てても良いか、という質問です。	公表資料3-5については、人の重量を180kg/mと想定し、荷重制限値を記載しています。公表資料3-5の※に記載のとおり、設置物の周辺に人を近づけない措置をするなど、人の重量が180kg/m以下となるようエリアの収容人員を抑えた場合、その分を設置物の重量として充てることができます。 (荷重制限値≧設置物の重量+人の重量)
2	公表資料8 工事区分表	工事区分「案」とありますので、今後協議の上区分の変更の余地はあると考えて良いでしょうか？ 区分はオーナーが決めることなのでテナントはそれに従うのみですが、例えば、電気関係のB工事内容に記載の各種盤の設置は一般的にはA工事です。 「テナント要望による幹線・開閉器の増強～」の部分からが一般的なB工事ではないでしょうか。	工事区分については、運営事業者の事業提案の内容により、横浜市との協議の上変更する可能性はあります。 区分表のA工事は既に完了しているため、既存を指しているもので、運営事業者の事業提案に基づく各種盤の新規設置等については、B工事として基本的に運営事業者に負担いただくこととなります。
3	公表資料8 工事区分表	テナント工事で厨房を設置する場合の外気処理と給気ファンについて、受領資料から屋上塔屋部分のOAチャンパーで必要給気量を確保できるかがわかりません。 もしこのルートでのOA確保が難しいとわかった場合、外壁に面する既存の窓を撤去・改変して給気口とすることは可能でしょうか？(区分表/外壁/厨房排気など、の項目が見られますので問題ないかと思いましたが念の為の確認です)	外壁に面する既存の窓については、 公募要項「4(2)イ」に記載の、公表資料5「横浜市認定歴史的建造物『旧横浜銀行本店別館(元第一銀行横浜支店)』保全活用計画」において、保全すべき部位「開口部」として指定されているため、原則として外観が変わるような大幅な改変をすることは困難です。
4	公表資料3 図面関係 公表資料8 工事区分表	1Fメインホールでの新規照明の設置可否を教えてください。 もう少し具体的にいうと、天井面及び壁面への追加が可能かどうかを知りたいです。また、可能な場合の工事区分はどうなりますでしょうか？(区分表に照明の記載はない)	内装部分については横浜市と協議の上、改修等が可能です。運営事業者の事業提案に基づく改修のため、B工事となります。
5	公募要項 7 選考後の手続き	事業計画協定を締結するにあたり、事業実施スケジュールを策定する必要がありますが、そのために工事期間の見積りが必要です。 工事時間の制約があるかどうかをお教えいただけますでしょうか。 土日祝日の扱い、昼間or夜間、工種による制限、などです。	法律・法令に基づく規制の他、工事内容によっては、作業の時間帯について高層棟の区分所有者と協議が必要となる可能性があります。
6	公表資料3-1	使用エレベータの制御について、時間帯に応じたエレベーターの停止階の設定は可能でしょうか？	現行の設備ではメーカー作業員による手動でのみ、停止階の設定が可能となっているため、時間帯に応じた制御はできません。 自動制御を追加する場合は、運営事業者の負担により改修することとなりますが、改修の可否についてはメーカー設計による検証が必要です。